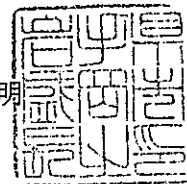


盛岡市役所6庁舎の電力供給に係る公募型プロポーザルを実施します。

令和3年1月8日

盛岡市長 谷 藤 裕 明



記

## 1 概要

### (1) 対象施設

盛岡市役所6庁舎（別紙「盛岡市役所6庁舎の電力供給に係る公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）のとおり。）

### (2) 仕様

実施要項のとおり。

### (3) 供給期間

令和3（2021）年4月1日0時00分から令和5（2023）年3月31日24時00分まで

## 2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）による指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170条）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）であること。
- (5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項に基づく公表がなされていないこと。
- (6) 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (9) 事業者の役員等が、盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

### 3 参加表明書の提出

#### (1) 提出期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和3年1月8日(金)～令和3年1月20日(水)17時必着
- イ 提出方法 郵送又は持参
- ウ 提出先 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号  
盛岡市総務部管財課(盛岡市役所本庁舎本館4階)

#### (2) 提出書類及び部数

- ア 盛岡市役所6庁舎の電力供給に係る公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号) 1部
- イ 応募資格を有していることを証明する書類 各1部
  - (ア) 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し
  - (イ) 納税証明書又は納税義務がない旨の申立書
    - ・直近の国に納付すべき法人税の納税証明書
    - ・直近の消費税及び地方消費税の納税証明書
    - ・直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
    - ・上記税目において納税義務がない場合は、その旨の申立書(様式第2号)
  - (ウ) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書(様式第3号)
  - (エ) 役員一覧表(様式第4号)
  - (オ) 法人登記簿謄本の写し
  - (カ) 印鑑証明書

ただし、(イ)～(カ)については、盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格を有する者は、提出不要とする。

### 4 質問及び回答

#### (1) 質問受付期間及び質問方法

- ア 受付期間 令和3年1月8日(金)～令和3年1月20日(水)17時必着
- イ 質問方法 任意様式により電子メールで提出すること。
- ウ 提出先 盛岡市総務部管財課  
E-mail: kanzai@city.morioka.iwate.jp

#### (2) 回答

提出された質問への回答は、質問者あて電子メールで回答するほか、市のホームページで公表する。

### 5 提案書等の提出

#### (1) 提案書受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和3年1月22日(金)～令和3年1月29日(金) 17時必着  
イ 提出方法 郵送又は持参  
ウ 提出先 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号  
盛岡市総務部管財課(盛岡市役所本庁舎本館4階)

(2) 提出書類及び部数

提出書類は次のとおりとする。様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入又は複数枚に分けて記入すること。

- ア 盛岡市役所6庁舎の電力供給に係る提案書(様式第5号) 1部  
イ 事業者概要書(様式第6号) 6部  
ウ 総電気料金算出表及び算出基礎となる内訳表(任意様式) 6部  
エ 環境配慮に関する概要書(様式第7号) 6部  
オ 地域経済活性化及び地域貢献に関する事業提案書(任意様式) 6部

6 事業者選定方法

(1) 審査と選定方法

市が設置する電力供給事業者選定委員会による書類審査の結果に基づき、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案する。

- ア 事業者の遂行能力  
イ 安定供給  
ウ 価格  
エ 環境配慮

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により通知するほか、市のホームページで公表する。

7 スケジュール

- 募集要項公表 令和3年1月8日(金)  
参加表明受付 令和3年1月8日(金)～令和3年1月20日(水)  
質問の受付 令和3年1月8日(金)～令和3年1月20日(水)  
質問の回答 令和3年1月22日(金)(予定)  
提案書受付 令和3年1月22日(金)～令和3年1月29日(金)  
書類審査 令和3年2月上旬(予定)  
結果通知 平成3年2月中旬(予定)  
準備等 令和3年2月中旬～3月末(予定)  
契約締結 令和3年4月1日

供給期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日

## 8 その他

- (1) 次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消すものとする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - イ 選考委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
  - ウ 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、電力供給の履行が困難であると市長が判断したとき。
  - エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。
  - オ 事業者が、「7応募資格」に掲げる資格要件に適合しなくなったとき。
- (2) 上記(1)により事業者としての決定を取り消した場合は、次点者を繰り上げて選定するものとする。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募に関し提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (5) 参加表明書又は提案書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、取下書(様式第8号)を提出するものとする。
- (6) 詳細は、実施要項による。

## 9 問い合わせ先

盛岡市総務部管財課管理係

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号(盛岡市役所本庁舎本館4階)

E-mail: [kanzai@city.morioka.iwate.jp](mailto:kanzai@city.morioka.iwate.jp)

電話: 019-626-7507 (直通)

F A X: 019-622-6211 (代表)